

第 13 回教育委員会

令和元年 7 月 2 日
午後 3 時 30 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件
報告第 22 号 職員の人事について

報告第 22 号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

令和元年 7 月 1 日付をもって、別紙調書のとおり人事異動を発令する。

調 書

(令和元年7月1日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
	(部 長 級)				
1	教育事業推進担当部長	総務部総務課長	事務職員	山野 敏和	昇任
	(課 長 級)				
2	総務部総務課長	総務部学事課学校適正配置担当課長	事務職員	村川 智和	転任
3	総務部学事課学校適正配置担当課長	総務部施設整備課管財担当課長代理	事務職員	花月 良祐	昇任
	(課 長 代 理 級)				
4	総務部施設整備課管財担当課長代理	市民局総務部担当係長	事務職員	中條 勝統	転入 昇任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。